

12 保 健・福 祉

(1) 生 活 保 護

① 被保護世帯扶助別人員の推移

(各年 4 月末日現在)

区 分		23年度	24年度	25年度
被保護世帯	世帯数	4,185	4,380	4,517
	人 員	6,298	6,504	6,565
保 護 率 (%)		48.45	50.41	51.26
全 国 保 護 率 (%)		15.80	16.50	16.90
生 活 扶 助 (人)		5,957	6,124	6,108
住 宅 扶 助 (人)		5,928	6,074	6,101
教 育 扶 助 (人)		721	711	630
介 護 扶 助 (人)		619	642	744
医 療 扶 助 (人)		4,582	4,842	4,934
出 産 扶 助 (人)		2	1	0
生 業 扶 助 (人)		243	253	235
葬 祭 扶 助 (人)		17	14	16

② 扶助費の推移

(単位：千円)

区分 扶助費別	23年度		24年度		25年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
生 活 扶 助 費	4,065,507	37.16	4,118,474	36.63	3,961,211	35.28
住 宅 扶 助 費	1,753,082	16.02	1,834,039	16.31	1,839,420	16.38
教 育 扶 助 費	98,378	0.90	94,174	0.84	83,139	0.74
介 護 扶 助 費	169,883	1.55	179,696	1.60	183,772	1.64
医 療 扶 助 費	4,755,165	43.46	4,918,007	43.74	5,053,910	45.01
出 産 扶 助 費	39	0.00	0	0.00	0	0.00
生 業 扶 助 費	45,266	0.41	44,054	0.39	41,741	0.37
葬 祭 扶 助 費	26,720	0.25	26,598	0.23	30,072	0.27
施 設 扶 助 費	27,344	0.25	29,177	0.26	35,327	0.31
総 額	10,941,384	100.00	11,244,219	100.00	11,228,592	100.00

③ 生活保護の適正化に向けた門真市生活保護行政対策本部を設置

現在の厳しい経済状況の中で、本市の生活保護受給者は、増加の一途をたどっているなか、生活保護行政のさまざまな課題に対し、市全体での共通認識を持ち、全庁的に取り組んでいく必要があると考え、「門真市生活保護行政対策本部」を平成23年1月17日に設置し、対策本部で決定された32の改善項目の改善に向けて、平成25年3月まで様々な取り組みを進めてまいりました。

また、平成25年4月以降の適正化対策につきましては、生活保護担当課の主体的な取り組みに重点を置くよう見直しを行いました。

さらに、対策本部におきましては、取り組みの進捗状況の検証や、課題の検討を行う中で、全庁的な協力要請を行う機能が必要となるため、職員構成の見直しや、適正化に特化した組織構成とするなど、より実践的で、機動性のあるスリムな組織体制といたしました。

生活保護情報専用ダイヤルを設置

本市の生活保護行政の適正実施の取り組みの一環として、不正受給や、急迫状況にある方の情報など、生活保護に関する市民からの情報提供窓口として、「生活保護情報専用ダイヤル」を、平成25年5月より生活保護担当課内に設置しております。

この専用ダイヤル等を通じて寄せられる市民からの貴重な情報を基に、迅速に事実関係の確認調査に努め、早急な対応の検討を行い、厳正な対応を行うことで市民から信頼される生活保護行政の運営と生活保護制度の適正化に努めてまいります。

専用電話 06-6902-6601

ファックス番号 06-6902-6244

専用メールアドレス seiho@city.kadoma.osaka.jp

(2) 障がい者福祉

① 障がい者医療制度

市内在住の65歳未満の重度障がい者(児)で、身体障がい者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳Aの所持者、身体障がい者手帳3級～6級の所持者で、かつ療育手帳の程度が中度（B1）と判定された方が対象です。所得制限あり。保険診療に係る自己負担額の一部を助成。

② 老人医療制度

65歳以上の方で以下のいずれかに該当する人の通院及び入院の保険診療に係る自己負担額の一部を助成。

- ・ 障がい者医療やひとり親家庭医療の対象となる方
- ・ 障害者総合支援法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療の適用を受けている方
- ・ 特定疾患に罹患している人

（いずれも所得制限あり）

③ 障害者総合支援法による主な福祉サービス

ア 居宅介護

ホームヘルパーによる日常生活での身の周りの支援や通院時の付添いなどをを行います。

イ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

ウ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活の場で、障がい者の日常生活上の相談や援助を行ないます。

エ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

オ 移動支援（地域生活支援事業）

1人で外出が困難な障がい者にガイドヘルパーを派遣します。

カ 意思疎通支援（地域生活支援事業）

聴覚障がい者が、社会生活等を営む上で、意思疎通を図ることに支障がある場合に手話通訳者等を派遣します。

④ 手当・助成等

ア 特別障がい者手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額26,000円。(平成26年4月に支給月額改定)

イ 障がい児福祉手当

日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額14,140円。(平成26年4月に支給月額改定)

ウ 大阪府重度障がい者介護手当

重度の知的障がい(医療手帳A判定)と重度の身体障がい(身体障害者手帳1級、2級)を併せ持つ重複障がい者(児)の介護者に支給。月額10,000円。

エ 重度障がい者等住宅改造助成事業

- 重度障がい者(児)等が居住する住宅の改造を行う場合に助成する制度です。
- 助成対象事業 民間の持家または借家で、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等を改造する場合。
- 助成対象世帯 当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下で、以下のいずれに該当する方がいる世帯。
 - ・身体障がい者手帳の障がい程度が1級から3級(3級については、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病性による運動機能障がい(移動機能障がい)に限る)で、学齢児以上の方。
 - ・重度知的障がい者(児)の方。
- 助成限度額 500,000円(ただし、介護保険又は門真市障がい者等日常生活用具給付等要綱に基づく住宅改修で給付を受けた場合は、給付額を除く。)

(3) 高 齢 福 祉

① 門真市立老人福祉センター

- 所 在 地 門真市御堂町12－5
- 施 設 概 要 敷地面積 2,121㎡ 建物延面積 1,259㎡
鉄筋コンクリート造 2階建
1階 事務室、ロビー、相談室、和室、機能回復訓練室、
教養娛樂室、食堂
2階 大集会室、教養娛樂室、多目的室
- 利 用 時 間 午前9時～午後5時30分
- 休 館 日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成元年2月13日

② 門真市高齢者ふれあいセンター

- 所 在 地 門真市岸和田3丁目44－11
- 施 設 概 要 敷地面積 1,983㎡ 延床面積 483.09㎡
構 造 鉄筋コンクリート造（一部木造）平屋建
- 主 な 施 設 ふれあいサロン、クラフトルーム（創作活動室）、和室セ
ミナールーム（研修室）、フィットネスルーム（多目的室）
- 利 用 時 間 午前9時～午後5時30分
- 休 館 日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成13年5月1日

③ 門真市地域高齢者交流サロン

- 所 在 地 門真市沖町28－2
- 施 設 概 要 敷地面積 198.63㎡
建築面積 154.27㎡
延床面積 120㎡ 鉄骨造 平屋建
- 利 用 時 間 午前9時～午後5時30分
- 休 館 日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成15年5月1日

④ 在宅高齢者支援事業

ア 日常生活用具給付事業

対 象：概ね65歳以上で寝たきりまたは一人暮らしで生活保護または非課税世帯の方

○電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付

イ 福祉電話の貸与及び電話使用料の補助

対 象：65歳以上の一人暮らし、又は、これに準ずる方で、低所得の方（使用料の補助については生活保護受給者は除く）

○安否確認、各種相談等に必要な電話機の貸与及び基本料金等の補助（N T Tのみ）

ウ 緊急通報装置貸与事業

対 象：概ね65歳以上の病弱な一人暮らしの方、又は、高齢者のみの世帯の方

○急病等の緊急時にボタンを押すと、電話回線にてオペレーションセンターに直接つながり、対話ができる装置を貸与

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

エ 街かどデイハウス通所事業

対 象：概ね65歳以上で在宅で自立した日常生活を送るために支援が必要な方（介護認定の該当者以外の方）

○趣味活動・給食サービスなどの日帰りサービスを提供（送迎はなし）

○食材料費など自己負担があります

(4) 福祉施策としての資金貸付事業等

① 門真市援護資金貸付事業（地域福祉課）

- 一時的な収入の減少または特別な事由のある支出の増加によって日常の生計を維持することが困難となって低所得者に対し、生計の回復を援助するために援護資金を貸し付ける制度です。
- 貸付限度額100,000円（75,000円を超えるときは連帯保証人が必要）。

② 住宅支援給付事業（地域福祉課）

- 2年以内に離職した人で、65歳未満で就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人を対象として、原則3ヶ

月間（最長 9 ヶ月間）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。

- 受付窓口：門真市社会福祉協議会（平日 9 時～17時30分（12時～12時45分は除く。））

(5) 健康増進事業

① 母子保健事業

妊産婦・乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るため実施しています。

（事業内容）

◇乳幼児相談、妊産婦健康相談（25年度相談者数 186人）

◇健康診査 (25年度)

種 別	実施回数	受診者数	備 考
妊 婦 一 般	—	11,674人	延受診者数
乳 児 一 般	—	817	
4 か 月 児	24	796	
乳 児 後 期	—	744	
1 歳 6 か月児	24	863	歯科検診受診者数 862人
2歳 6 か月児歯科	12	695	
3 歳 6 か月児	12	762	歯科検診受診者数 762人

このほか、経過観察検診、乳幼児精密健康診査、乳児視力聴覚精密健康診査等も実施しています。

◇ママパパ（妊婦）教室 (25年度参加延人数 149人)

◇離乳食講習会 (25年度参加延人数 144人)

◇赤ちゃんランド (25年度参加延人数 427人)

◇妊産婦新生児等訪問指導 (25年度訪問回数 1,186回)

② 保健事業

市民を対象に疾病の予防、健康の保持・増進を図るためのがん検診等や15歳～39歳の市民を対象とした一般健診、健康増進法に基づく生活保護世帯を対象とし

た健康診査を実施しています。※平成20年4月より40歳以上の市民（生活保護世帯を除く）の健診は、医療保険者の実施する特定健康診査等になりました。

（健康診査受診状況）

種別		年度	23	24	25
一 般 健 康 診 査			847 人	717 人	631 人
がん 検 診	胃 が ん 検 診		2,497	2,376	2,177
	大腸がん検診		5,727	5,739	5,895
	子宮がん検診		2,688	2,452	2,383
	肺 が ん 検 診		9,536	9,900	9,831
	乳 が ん 検 診		1,723	1,439	1,325
骨 粗 鬆 症 検 診			487	439	479
成 人 歯 科 検 診			483	323	368

このほか、健康手帳の交付、機能訓練、脳卒中地域ケア推進、健康教育、健康相談、訪問指導等を行っています。

③ 予防接種実施状況

種別		年度	23	24	25
百日咳・ジフテリア・破傷風混合			3,868 人	3,560 人	1,236 人
ジフテリア・破傷風混合（2種）			747	325	424
ポ リ オ（生）			1,587	3,785	—
日 本 脳 炎			6,094	4,325	3,753
麻 疹 ・ 風 疹 混 合			4,099	3,866	1,917
麻 疹			2	2	0
風 疹			0	2	0
イ ン フ ル エ ン ザ			12,056	12,307	13,207
B C G			923	900	724
ヒ ブ ワ ク チ ン			—	—	4,128
小 児 用 肺 炎 球 菌			—	—	3,986
4 種 混 合			—	—	2,773
不 活 化 ポ リ オ			—	—	1,831

(6) 門真市保健福祉センター

門真市保健福祉センターは、保健・医療・福祉の分野における市民の多様なニーズに対応するため、各種サービスを総合的に効率よく供給できる中核的施設です。

- 所在地 門真市御堂町14番1号
- 施設概要
 - 敷地面積 4,416.00㎡
 - 建築面積 2,649.004㎡
 - 延床面積 10,869.376㎡
 - 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨
 - 地下1階、地上4階
- 工 費 5,344,500千円
- 開館年月日 平成12年7月1日
- 事業内容

	施 設 名	事 業 内 容
1 階	総 合 相 談 窓 口	保健・福祉に関する相談と情報提供を行います。
	育児サポートセンター	育児に関する相談を総合的に受け付けます。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の相談や養成を行います。
	福祉機器及び介護用品 展 示 コ ー ナ ー	福祉機器・介護用品を展示するとともに使用方法等を指導します。
	リサイクルセンター	高齢者・障がい者向けの介護用品の作成やリサイクルを行います。
	ふ れ あ い サ ロ ン (アトリウム)	保健福祉に関してのイベント開催など全ての市民がふれあい憩う空間です。
	ふ れ あ い コ ー ナ ー	障がい者の雇用、社会参加、健常者との相互理解を促進するための交流サロンです。
	診 療 所	土曜日の夜間に内科・小児科の診療、日曜日・祝日・年末年始に内科・小児科・歯科の診療及び毎水曜日に障がい者を対象とする歯科の診療を行います。

		いきいきネット相談 支 援 セ ン タ ー	どこに相談したらいいかわからない相談やさまざまな分野にまたがる相談を聞いたり、相談先と同行するなど、各種福祉サービスへのつなぎや利用支援を行います。
		門真市社会福祉協議会	紙おむつ給付、車イス短期（３ヶ月）貸出し、校区福祉委員会活動、大阪府生活福祉資金などの事業を行います。
		門真市障がい者相談 支 援 セ ン タ ー ジ ェ イ ・ エ ス タ ー	市内在住の障がい者の方とその家族、関係者から日常生活全般についての相談を聞き、住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いするセンターです。
2 階		障がい者福祉センター	在宅障がい者に対し、創作活動、社会適応訓練など、通所によるデイサービスを行います。
		理 学 療 法 室	リハビリに関する相談や障がい者の交流・集団レクレーションの場として使用します。
		ア ト リ エ	在宅障がい児に対し、通所による日中一時支援サービスを提供します。
3 階		保 健 セ ン タ ー	市民の健康の保持増進を図るため健康相談、保健指導、健康診査など各種の保健サービスを行います。
		プ レ イ ル ー ム	乳幼児の教室などを行います。
		多 目 的 室	保健・医療・福祉に関係した行事などを行います。
4 階		調 理 実 習 室	各種保健事業に使用するとともに、ボランティアによる食育の啓発・普及の場として活用します。
		視 聴 覚 室	A V 機器を使用した保健・医療・福祉に関する講演会やシンポジウムなどに使用します。
		会 議 室 １ ・ ２ ・ ３	保健・医療・福祉に関する会議などに使用します。
		事 務 室	健康増進課の事務室です。

専用使用施設

次の施設は、有料で市民が利用できます。

		午 前	午 後	全 日
		午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで	午 後 1 時 か ら 午 後 5 時 ま で	午前 9 時30分から 午 後 5 時 ま で
ふれあいサロン (アトリウム)		1,400 円	1,800 円	3,200 円
視 聴 覚 室		1,500	1,900	3,400
会 議 室	1	800	1,000	1,800
	2	800	1,000	1,800
	3	900	1,200	2,100

駐 車 場

使 用 時 間	使 用 料
30分まで	無 料
30分を超えた場合30分ごと	150 円



(7) 国民健康保険事業

① 事業開始 昭和24年5月1日

② 被保険者数

区 分	世 帯 数	被保険者数
平成25年度末現在	25,060 世帯	42,230 人
年 間 平 均	25,387 世帯	42,957 人

③ 保 険 料 (③～⑤は平成26年度)

ア 医療保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times \frac{8.43}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{35}{100}$	24,780 円
世 帯 別 平 等 割	$\frac{15}{100}$	18,740 円

・ 賦課最高限度額 51万円

イ 後期高齢者支援金

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times \frac{3.10}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{35}{100}$	9,110 円
世 帯 別 平 等 割	$\frac{15}{100}$	6,900 円

・ 賦課最高限度額 16万円

ウ 介護保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times \frac{2.18}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{50}{100}$	13,020 円

- 賦課最高限度額 14万円

④ 保 険 給 付

ア 診療給付の割合

一 般	7 割
退 職（本人・被扶養者）	7 割
小学校入学前	8 割

イ 高額療養費の支給

ひと月の医療費の自己負担額（保険適用分のみ）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額医療費として支給されます。医療機関からの保険請求の時期によりますが、受診月の約 3 ヶ月後に該当している被保険者に通知します。

なお、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示されると医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額で止めることもできます。

※ 自己負担限度額（平成18年10月改正）

一 般 世 帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) $\times$ 1 %
上位所得世帯	150,000円 + (医療費 - 500,000円) $\times$ 1 %
非 課 税 世 帯	35,400円

ウ 出産育児一時金 390,000円（平成21年10月改正）

※ 産科医療補償制度加入者は、420,000円（平成21年10月改正）

エ 葬 祭 費 35,000円

⑤ 保健事業

ア 健康チェックとしての人間ドックを受診される30歳以上75歳未満の被保険者に対して、費用の半額を補助します。また、脳器質検査もあわせて受診できます。

イ 啓発事業として被保険者に対して医療費通知を行っています。

ウ 40歳以上75歳未満の国保加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行っています。

エ 保険適用を受ける禁煙外来を受診される被保険者に対し申請していただくことにより受診費用の半額（1万円上限）を補助します。

⑥ 国保会計決算（款別）

（単位：千円）

	年度 款別	平成24年度	平成 23年度	増減率(%)
歳入	国民健康保険料	3,374,068	3,336,825	1.12
	使用料及び手数料	532	504	5.56
	国庫支出金	4,369,448	4,354,974	0.33
	療養給付費等交付金	822,308	707,678	16.20
	前期高齢者交付金	4,288,622	3,997,587	7.28
	府支出金	993,539	787,158	26.22
	共同事業交付金	1,750,774	1,622,321	7.92
	財産収入	4	4	0.00
	繰入金	2,178,557	2,221,336	△ 1.93
	諸収入	65,940	30,380	117.05
	計	17,843,792	17,058,767	4.60
歳出	総務費	341,723	369,667	△ 7.56
	保険給付費	11,689,484	11,180,362	4.55
	老人保健拠出金	95	111	△ 14.41
	介護納付金	868,129	781,620	11.07
	共同事業拠出金	1,786,858	1,723,751	3.66
	保健事業費	79,732	81,223	△ 1.84
	公債費	5,675	2,488	128.09
	諸支出金	157,739	149,024	5.85
	予備費	0	0	0.00
	繰上充用金	3,955,374	4,751,002	△ 16.75
	後期高齢者支援金等	2,161,915	1,969,044	9.80
	前期高齢者納付金等	2,210	5,849	△ 62.22
	計	21,048,934	21,014,141	0.17
	歳入歳出差引額	△ 3,205,142	△ 3,955,374	18.97

13 まちづくり

(1) 都市計画

① 都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域

(平成26年4月1日現在)

区 分	面積 (ha)	率 (%)	備 考
都市計画区域	1,228.0	100.0	昭和31年12月27日 建設省告示第2846号
市 街 化 区 域	1,186.0	96.6	平成12年4月7日 大阪府告示第703号
市街化調整区域	42.0	3.4	平成12年4月7日 大阪府告示第703号

② 用地地域

区 分	面積 (ha)	率 (%)	備 考
第1種低層住居専用地域	約 10	0.8	平成 24年 4月 2 日 大阪府告示第612号
第1種中高層住居専用地域	約 30	2.5	
第2種中高層住居専用地域	約 326	27.5	
第 1 種 住 居 地 域	約 128	10.8	
第 2 種 住 居 地 域	約 179	15.1	
準 住 居 地 域	約 1.1	0.1	
近 隣 商 業 地 域	約 56	4.7	
商 業 地 域	約 18	1.5	
準 工 業 地 域	約 432	36.4	
工 業 地 域	約 6.2	0.5	

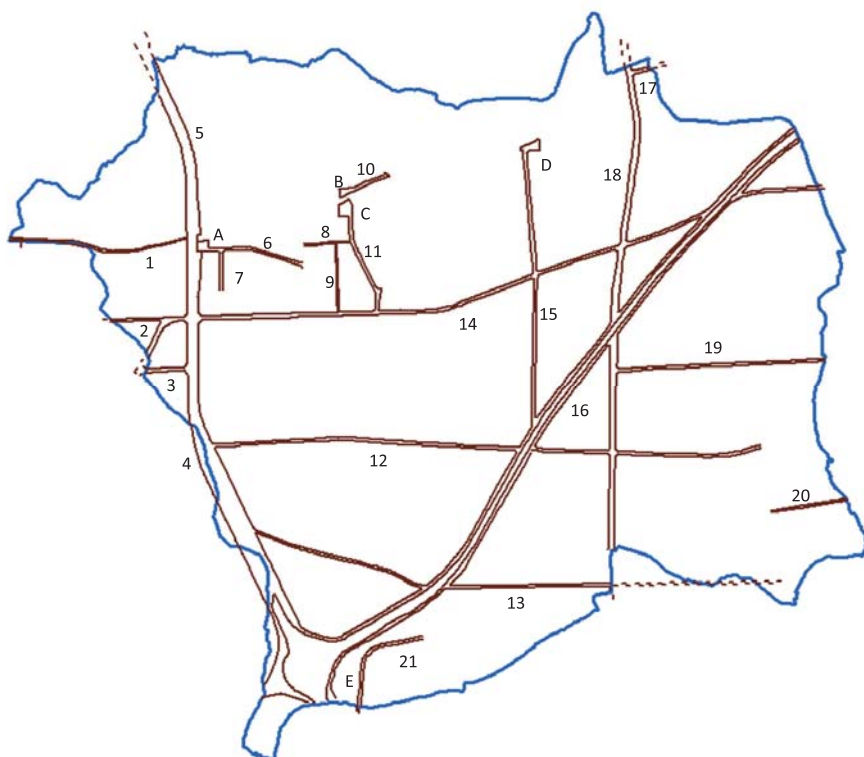
(2) 道 路

① 市道の現況（車道幅員別）

（平成26年 4 月 1 日現在）

幅 員	実 延 長 (m)	舗 装 道 路			舗 装 率 (%)
		セメント系 舗装延長 (m)	アスファルト系 舗装延長 (m)	計 (m)	
13.0m以上	743	3	740	743	100.0
9.0m以上 13.0m未満	1,681	9	1,672	1,681	100.0
7.5m以上 9.0m未満	7,061	35	7,025	7,060	99.9
5.5m以上 7.5m未満	33,473	178	32,258	32,436	99.9
5.5m未満	121,077	2,518	114,755	117,273	96.8
計	163,035	2,743	156,450	159,193	97.6

② 都市計画道路図



1	旧大阪四日市線	2	三郷大和田線	3	菊水門真線
4	大阪中央環状線	5	大阪モノレール専用道	6	新橋柳線
7	新橋線	8	末広線	9	速見線
10	古川橋駅前線	11	古川橋駅桑才線	12	桑才下馬伏線
13	桑才深野線	14	大阪四日市線	15	大和田駅三ツ島線
16	大阪枚方京都線	17	萱島線	18	寝屋川大東線
19	島頭岸和田線	20	岸和田南線	21	門真南駅前線
A・B・C・D・E		広場			

(3) 都市再開発

① 北部地区住環境整備

昭和30年代後半から、大阪都市圏への急激な人口流入の受け皿として京阪電鉄各駅の駅勢圏を中心に大量の木造賃貸住宅が社会基盤未整備のまま建築され、過密住宅市街地が形成されてきました。現在、これらの住宅の老朽化が著しいため、大規模地震時における被害の増大が懸念されています。そうした中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

昭和59年11月21日に現要綱である「社会資本整備総合交付金」の地区指定(国道163号以北461ha)の国土交通省大臣承認を受け、昭和62年度より公民協働で事業を行ってきました。

これまでに朝日町地区、末広南地区、石原東・幸福北地区、上島町第1地区、小路中第1地区、本町地区等で協調性のある統一された良質な耐火、準耐火建築物への建て替えを実施し、同時に、公園、道路等の公共施設整備が完了し、まちびらきをしております。

現在、石原東・大倉西地区、幸福町・垣内町地区、中町地区の3地区で事業を行っています。

まず、石原東・大倉西地区は、住宅市街地総合整備事業と土地区画整理事業との合併施行を実施しており、平成19年3月に共同整備事業組合が設立され、公園用地など公共施設用地の取得や老朽建築物等の除却を行っています。平成23年度に土地区画整理組合の設立認可取得後、道路等の公共施設の整備を行い、平成24年度に公園整備や新規建物の建設を行いました。平成26年度においては、引き続き、公共施設の整備や新規建物の建設を予定しております。

次に、幸福町・垣内町地区では、「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」に基づき、地元組織である「門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会」と公民協働でまちづくりを進めており、旧第一中学校跡地の有効利用と併せ、地区周辺の商業施設や老朽建築物等の建替促進を誘導し「門真市の顔づくり」として賑わいのあるまちづくりを進めていく予定であります。

最後に、中町地区では、「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」に基づき、地元組織である「門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会」と公民協働でまちづくりを進めており、地区内の老朽建築物等の建替促進を誘導し、（仮称）市立総合体育館等の公益施設の整備や防災機能を有する公園を整備することで「門真市の顔づくり」を進めていく予定であります。

平成26年度以降も引き続き、北部地区における住環境の整備、改善をさらに進めてまいります。

② 本町市営住宅建替事業

本事業は、老朽化した木造市営住宅を建て替えし、土地の有効・高度利用と住環境改善や他の小規模団地の集約を図るため、全体計画を3期分に分けて事業を実施しました。

第1期工事では、鉄筋コンクリート造7階建41戸（1DK14戸、2DK13戸、3DK14戸）を平成13年3月に完成し、平成15年3月に第2期工事として鉄筋コンクリート造7階建84戸（2K14戸、2DK42戸、3DK28戸）が完成。さらに、平成17年3月には最終となる第3期工事として、鉄筋コンクリート造6階建42戸（2K6戸、2DK18戸、3DK16戸、車イス常用者向住宅2戸）が完成しました。

● 概 要

敷地面積 11,363.16㎡		
	建築面積	延べ面積
(第1期)	471.83㎡	1戸当たりの面積
		40.24㎡ (1DK)
		52.28㎡ (2DK)
(第2期)	907.78㎡	62.07㎡ (3DK)
		40.24㎡ (2K)
		52.28㎡ (2DK)
(第3期)	575.64㎡	62.07㎡ (3DK)
		40.24㎡ (2K)
		52.28㎡ (2DK)
		62.07㎡ (3DK)
		65.84㎡ (車イス常用者向住宅)

③ 木造住宅等建替え促進事業

耐震性の劣る木造住宅等の建替えを促進し、防災機能の向上を図るため、建築物の除却工事に対して支援を行う。

(補助金額) 一戸建ての住宅の場合：対象工事費用の $1/2$ 又 (上限30万円)
共同住宅、長屋の場合：対象工事費用の $1/2$ 又は一戸あたり
30 万円のうち、いずれか低い方の額 (上限200万円)

④ 危険廃屋除却補助事業

倒壊等の危険性がある建築物の除却工事に対する支援により、住環境の改善を図る。

(補助金額) 一戸建ての住宅の場合：対象工事費用の $2/3$ (上限60万円)
共同住宅、長屋の場合：対象工事費用の $2/3$ 又は1戸あたり
30万円のうち、いずれか低い方の額(上限200万円)

⑤ 建築物診断・改修補助事業

地震時の被害を軽減する為、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修について支援を行い、耐震化の促進を図る。

(補助金額) 木造一戸建て住宅の場合

- ・耐震診断補助：診断費用の $9/10$ (上限 4 万 5 千円)
- ・耐震改修設計補助：設計費用の $7/10$ (上限10万円)
- ・耐震改修補助：改修費用のうち、50万円まで (所得により
60万円) まで

⑥ 住宅・建築物アスベスト飛散防止対策事業

アスベストによる健康被害を未然に防止するため、アスベスト分析調査や除去等工事に対して支援を行う。

(補助金額) 分析調査：調査費用のうち、25万円まで
除去等工事：対象工事費用の $2/3$ (上限400万円)

(4) 公 的 住 宅

① 市 営 住 宅

(平成26年 3 月31日現在)

区 分	戸 数	内 訳
門 真 市	487	鉄骨鉄筋コンクリート造 254
		新橋住宅（1期） 200
		新橋住宅（2期） 54
		鉄筋コンクリート造 233
		寿住宅（1・2期） 66
		本町住宅（1・2・3期） 167

② その他の公的住宅

(平成26年 3 月 31日現在)

区 分 戸数(内訳)		府 営	都市再生機構	府 住 宅 供 給 公 社
総 戸 数		4,195	504	188
構 造	木 造	—	—	—
	鉄筋コンクリート	4,195	504	188
	簡 易 耐 火	—	—	—

(5) 公 園

① 都市計画公園

(平成26年 4 月 1 日現在)

No.	名 称	所 在 地	面積 (ha)
1	茨 田 公 園	堂山町12番	0.17
2	新 橋 公 園	新橋町 5 番	0.12
3	中 町 公 園	中町 1 番	0.16
4	石 原 町 公 園	石原町21番	0.12
5	東 打 越 公 園	打越町12番	0.27
6	幸 福 町 公 園	幸福町28番	0.27
7	柳 町 公 園	柳町13番	0.31
8	北 打 越 公 園	打越町30番	0.71
9	下三ッ島公園	三ッ島 2 丁目11番	0.24
10	若 葉 公 園	深田町 1 番	0.14
11	下馬伏南公園	脇田町15番	0.22
12	四 宮 公 園	四宮 4 丁目 4 番	1.28
13	弁 天 池 公 園	岸和田 1 丁目 8 - 2	3.47
計			7.48

② その他の都市公園・都市公園以外の公園（児童遊園・チビッコ広場）

(平成26年 4 月 1 日現在)

区 分	総 数	開設面積 (ha)
そ の 他 の 都 市 公 園	44	5.3
都市公園以外の公園 (児童遊園・チビッコ広場)	101	2.8

③ 弁天池公園

本公園は、市東部の都市景観の形成・周辺生活環境の向上に資するとともに、公園緑地系統の要として整備されたもので、また地区公園としての機能をあわせ持ち、各種の催し場、また災害時の避難地と同時に全市的にもシンボル性ある緑豊かな市民の森、古代河内湖の唯一のなごりとして歴史も学べる公園です。

・事業概要

計 画 決 定	昭和52年 8 月 1 日
計 画 決 定 面 積	3.4ha
事 業 認 可	昭和61年11月21日
事 業 認 可 面 積	2.0ha
事 業 認 可 変 更	平成元年 5 月29日
事業認可変更面積	3.4ha
事 業 年 度	用地買収 昭和61年度～平成 6 年度 工 期 平成元年度～平成 3 年度

・公共施設整備内容

1 期事業は平成元年度から 2 年度にかけて24,000㎡を整備。

弁天池の改修・管理棟の設置・噴水・桜の散策路・修景施設として向月台を設置するとともに、森林浴の森として常緑低・中・高木等、約18,000本を植樹。

平成 3 年 4 月 1 日に一部オープンし、水と出会える、また木々・緑の美しい市民の憩いの場として多くの人達に楽しまれ、また、2 期事業として平成 3 年度に、わんぱく広場・芝生広場・水蓮の池等の整備を図り、平成 4 年 4 月 1 日に全域（34,000㎡）オープンした。

(6) 交 通

① 交通事故件数

年 \ 区分	件 数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
21	699	3	806	809
22	763	7	874	881
23	729	4	813	817
24	661	4	773	777
25	594	0	704	704

② 自転車施設の状況

(平成26年4月1日現在)

名 称	収容可能台数		利 用 料 金 (円)			
			自 転 車		原 付	
	自転車	原付	1ヵ月定期	一時利用	1ヵ月定期	一時利用
門 真 市 駅 北	1,203	106	2,360 (1,850)	150	3,390	200
門真市駅南第1	763	—	2,360 (1,850)	150	—	—
門真市駅南第2	552	—	2,360 (1,850)	150	—	—
門真市駅南第3	105	111 〈中型6〉 〈大型6〉	2,360 (1,850)	150	3,390 〈中型3,900〉 〈大型4,420〉	200 〈中型300〉 〈大型410〉
門真南駅第1	1,342	—	2,300 (1,800)	150	—	—
門 真 南 駅 北	—	103	—	—	3,300	200
萱 島 駅 西	1,044	117	2,160 (1,640)	100	3,080	200
古 川 橋 駅	591	50	2,160 (1,640)	100	3,080	200
大 和 田 駅	1,262	74	2,160 (1,640)	100	3,080	200
門 真 南 駅 東	120	100	2,300 (1,800)	150	—	200
門 真 南 駅 南	570	—	2,360 (1,850)	150	—	—
合 計	7,552	673				

() 内は学生

なお、不法駐輪のため撤去した自転車の保管場所は下記のとおりです。

名 称	所在地	面 積	電 話	備 考
市 役 所 前 自転車等保管場所	中 町 11－1	2,065.72㎡	06-6904-0036	京阪沿線駅周辺の 放置自転車等
門 真 南 自転車等保管場所	三ツ島 3 丁目 5－11	1,614.54㎡	072-882-1353	門真南駅周辺の 放置自転車等

③ コミュニティバス運行事業

本事業は、門真市内の交通不便地域の解消及び南北の移動による地域の活性化を図るため、本市が京阪バス(株)に運行に係る費用の一部を補助するものです。

運行期間：平成23年12月17日～平成29年 3 月31日

運行期間：平日 6：55～20：20 土日祝 7：31～19：35

運 賃：大人230円 小人120円

(障がい者割引：運賃半額 同行される介助者の方は1名まで
運賃半額)



④ バスカード購入補助事業

補助内容：京阪バスのバスカード 2,000円分を1,000円で購入できる補助券を年に1回交付いたします。

対 象：① 1月1日時点で門真市内に住所のある人

② 10月1日時点で65歳以上であり門真市内に住所のある人

③ 市民税が非課税と確認できる人

上記の3つの条件を満たした方が対象

14 上下水道

(1) 水 道

① 沿 革

本市水道事業は昭和40年茨田上水道組合の発展的解散とともに、門真市水道事業所として発足し、昭和46年4月 1 日水道行政の一層の充実を図るため、水道局へと機構を改革し、現在に至っている。また、平成 23 年 4 月 1 日大阪府営水道に変わり、本市を含む大阪府内 42 市町村で構成された大阪広域水道企業団が発足した。なお、受水は全面的に同企業団に依存している。

② 施 設

浄 水 場	1 カ所	施 設 能 力	72,000m ³ ／日
配 水 場	1 カ所	貯 水 量	18,000m ³
		〔 泉 町	8,000m ³ 〕
		上馬伏	10,000m ³ 〕

③ 給水人口・戸数

区 分	平成26年度当初	平成25年度当初	増 減 率（％）
総 人 口（人）	128,000	129,000	△ 0.78
給水人口（人）	128,000	129,000	△ 0.78
総 戸 数	61,000	61,000	0.00
給 水 戸 数	61,000	61,000	0.00
普 及 率（％）	100	100	—

④ 受水量及び配水量

区 分	平成26年度当初	平成25年度当初	増減率 (%)
総 受 水 量 (m³)	14,745,000	14,917,000	△ 1.15
浄 水 (m³)	14,745,000	14,917,000	△ 1.15
一 日 平 均 受 水 量 (m³)	40,397	40,868	△ 1.15
総 配 水 量 (m³)	14,395,000	14,618,000	△ 1.53
一 日 最 大 配 水 量 (m³)	46,300	46,800	△ 1.07
一 日 平 均 配 水 量 (m³)	39,438	40,049	△ 1.53
一人一日平均配水量 (ℓ)	308	310	△ 0.65

⑤ 用途別給水量

区 分	平成26年度当初	平成25年度当初	増減率 (%)
総 給 水 量 (m³)	13,653,643	13,887,000	△ 1.68
一 般 用 (m³)	13,497,885	13,733,771	△ 1.72
湯 屋 用 (m³)	111,688	123,948	△ 9.89
臨 時 用 (m³)	43,335	28,769	50.63
鑑 賞 用 (m³)	735	512	43.55

⑥ 有収水量

区 分	平成26年度当初	平成25年度当初	増減率 (%)
総 配 水 量 (m³)	14,395,000	14,618,000	△ 1.53
有 収 水 量 (m³)	13,653,643	13,887,000	△ 1.68
有 収 率 (%)	94.96	95.00	△ 0.04

⑦ 水道料金（消費税は含まず）

（平成22年 10月 1 日改定）

区 分 用途別	基本料金		超 過 料 金 1 m ³ に つ い て	
	水 量	金 額		
一 般 用	m ³	円	10m ³ を超え 20m ³ まで	174 円
			20m ³ を超え 30m ³ まで	229
			30m ³ を超え 40m ³ まで	263
			40m ³ を超え 50m ³ まで	297
			50m ³ を超え 100m ³ まで	325
			100m ³ を超え 200m ³ まで	375
			200m ³ を超え 500m ³ まで	417
			500m ³ を超える分	422
湯 屋 用	400	33,900	400m ³ を超える分	110
臨 時 用	5	3,900	5m ³ を超える分	670
鑑 賞 用	5	5,000	5m ³ を超える分	950

⑧ 加 入 金（消費税は含まず）

（平成 5 年12月 1 日改定）

口径 (mm)	20以下	25	30	40	50	65	75	100	150	200
金額 (千円)	150	250	400	800	1,400	2,700	3,800	8,000	22,000	管 理 者 が 別 に 定める額

⑨ 決算状況の推移

収益的収支

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		21	22	23	24	25 (見込)
収 入	営 業 収 益	3,087,253	2,959,768	2,839,944	2,807,040	2,752,450
	営業外収益	72,033	57,824	101,744	64,881	94,655
	特 別 利 益	0	0	0	0	0
	合 計	3,159,286	3,017,592	2,941,688	2,871,921	2,847,105
支 出	営 業 費 用	2,756,391	2,524,129	2,371,811	2,282,400	2,052,570
	営業外費用	160,300	168,371	143,725	133,450	125,917
	特 別 損 失	4,841	4,305	5,197	4,568	4,723
	予 備 費	0	0	0	0	0
	合 計	2,921,532	2,696,805	2,520,733	2,420,418	2,183,210

資本的収支（消費税を含む）

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		21	22	23	24	25 (見込)
収 入	企 業 債	930,000	170,000	90,000	50,000	50,000
	他 会 計 長期借入金	0	0	0	0	0
	固 定 資 産 売却代金	0	0	0	0	0
	工事負担金	151,821	138,720	54,811	57,089	57,102
	国庫補助金	10,340	0	0	0	0
	貸 付 金 返 還 金	0	0	0	0	0
	合 計	1,092,161	308,720	144,811	107,089	107,102
支 出	建設改良費	1,259,122	483,320	295,521	317,921	382,017
	企 業 債 償 還 金	302,013	604,660	256,355	251,272	249,497
	他会計から 長期借入金 償 還 金	0	0	0	0	0
	合 計	1,561,135	1,087,980	551,876	569,193	631,514

⑩ 損益金の推移

(単位：千円)

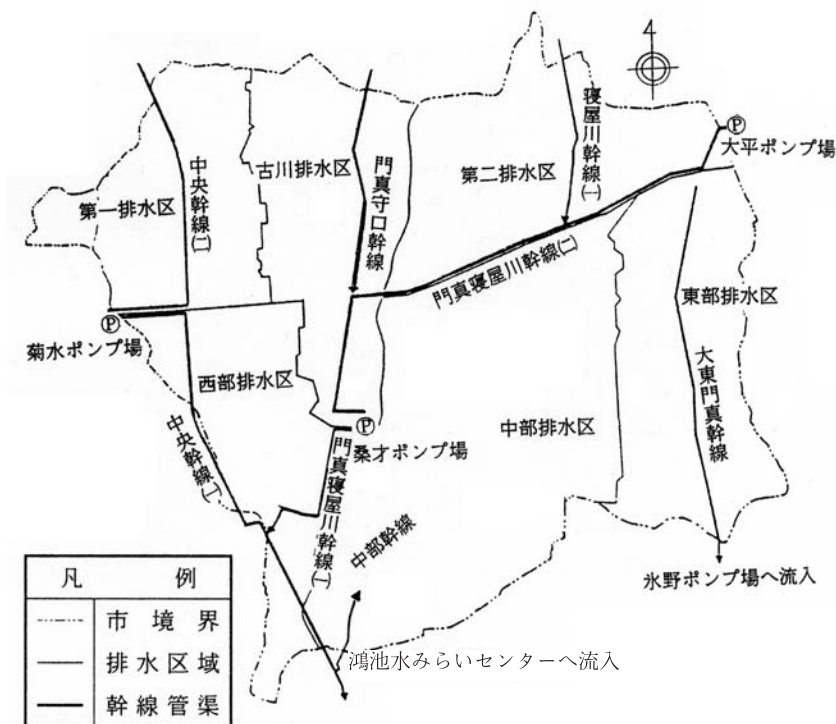
年 度 区 分	21	22	23	24	25 (見込)
単 年 度 損 益 額	237,754	320,787	420,955	451,503	663,895
累 積 損 益 額	239,477	330,264	421,219	452,722	666,617

(2) 公共下水道

① 全体計画

排水区名	面積 (ha)	計画排水人口 (人)	管渠延長 (m)
第1排水区	144.0	23,000	37,927
古川排水区	172.0	23,000	41,519
第2排水区	178.0	32,000	55,857
西部排水区	156.0	7,000	24,765
中部排水区	372.0	36,000	77,712
東部排水区	195.0	22,000	43,860
合 計	1,217.0	143,000	281,640

② 門真都市計画下水道一般平面図



③ 整備状況の推移

	23年度末	24年度末	25年度末
排水面積 (ha)	950	964	973
排水人口 (人)	105,795	106,425	107,261
処理面積 (ha)	858	870	880
処理人口 (人)	105,709	106,244	107,070
管渠延長 (m)	230,802	234,462	236,438
人口普及率 (処理) (%)	81.9	83.0	84.1
面積普及率 (処理) (%)	70.7	71.7	72.5

④ 公共下水道供用開始区域図

(平成26年3月31日現在)



⑤ 受益者負担金

区 分	第一負担区	第二負担区	第三負担区
省 令 ・ 条 例	省令	条 例	条例
制 定 年 月 日	昭和44年 3 月 5 日	昭和47年 4 月25日	昭和51年 7 月 1 日
負 担 率	事業費の 5 分の 1	事業費の 5 分の 1	事業費の 5 分の 1
賦 課 区 域	141.8 ha	352 ha	715.2 ha
単位負担金額	1 m ² 当り 125円	1 m ² 当り 179円	1 m ² 当り 253円
納 付 期 限	3 年	3 年	3 年

⑥ 下水道使用料

(平成 7 年12月 1 日改定)

区 分	使 用 料 (税別)		
一般汚水	基本水量	基本使用料	超過水量 (1 m ³ につき)
	10 m ³ まで	670 円	11 m ³ ～ 20 m ³ 95 円
			21 m ³ ～ 30 m ³ 115 円
			31 m ³ ～ 50 m ³ 135 円
			51 m ³ ～ 100 m ³ 155 円
			101 m ³ ～ 500 m ³ 175 円
			501 m ³ ～ 1,000 m ³ 195 円
			1,001 m ³ ～ 5,000 m ³ 215 円
			5,001 m ³ ～10,000 m ³ 230 円
			10,001 m ³ 以上 245 円
浴場汚水	1 m ³ につき 16 円		

⑦ 水洗便所改造資金貸付制度

(門真市水洗便所改造資金貸付基金条例、昭和47年 4 月 1 日制定)

(貸付対象) 本市の処理区域内において、既設のくみ取り便所 (し尿浄化

槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造しようとする者に、その費用にあてる資金として貸し付けられます。ただし、法人は除きます。

- (貸付資格) 1 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
2 確実な連帯保証人があること。

(貸付金額) 水洗便所改造工事 1 件について30万円以内。

(貸付期間) 資金貸し付けの翌月から起算して36カ月以内。

(貸付利子) 年2.4%

(償還方法) 資金貸し付けの月の翌日から元利均等の方法により月賦償還。

(延滞金) 延滞金額につき年14.5%

⑧ 水洗便所改造助成金制度

(門真市水洗便所改造助成条例、昭和47年 4 月 1 日制定)

(助成の対象) 処理区域内の既設くみ取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造し、これに伴いその他の排水設備を新設又は改造する者に交付されます。

(助成の資格) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

- (助成金額) 1 処理区域の公告の日から3年以内に既設のくみ取り便所の水洗便所改造工事に着工した場合 5,000円。
2 し尿浄化槽による水洗便所を改造した場合 5,000円。